

御殿場市富士山市民のサロン「けやきかん」利用に係る遵守事項等

令和3年4月6日  
令和4年10月1日改定  
富士山市民のサロン

富士山市民のサロン条例（以下「条例」という。）第7条及び第14条並びに同施行規則（以下「規則」という。）第7条による利用に係る制限事項並びに遵守事項等に関する取扱いについて次のとおり処理するものとし、当該サロンを市民の皆様にも永く愛される施設として誰もが気持ちよく利用できるよう、以下の事項を定めるものとする。

- 1 条例第7条第2項に規定する利用の承認を与えないものに該当するとき。
  - (1) 富士山市民のサロン内の秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 施設、付属設備、展示物等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
  - (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
  - (4) その他利用が不相当と認められるとき。
  
- 2 条例第14条に規定する利用制限の対象となる事項
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - (3) 管理運営上支障があると認められるとき。
  - (4) その他利用が不相当と認められるとき。
  
- 3 規則第7条に規定する利用者の遵守事項
  - (1) 利用時間を守ること。
  - (2) 所定の場所以外には出入りしないこと。
  - (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
  - (4) 承認なしに、物品等の販売行為をしないこと。
  - (5) その他係員の指示に従うこと。
  
- 4 その他市民のサロンにおける禁止事項等
  - (1) 火気の使用及び引火性のある物の持ち込み
    - ① 「火気」とは、ライター、マッチ、ローソク、線香を含むお香類、カセットコンロ、バーナー、ランタン等を指す。
    - ② 「引火性のある物」とは、ガソリン等の油燃料、ガスボンベ等を指す。
  - (2) 室内壁等への画びょうや粘着テープの使用

※ただし、ホワイトボードへの粘着テープの使用は可とする。

(3) 次に該当するものの「展示」、「販売」及び「行為」

- ① 強い臭気や粉末を放つもの。
- ② 大きな音を出すもの。
- ③ 性的描写が強いと判断するもの。
- ④ 暴力的表現が強いと判断するもの。
- ⑤ 政治・政党活動に該当するもの。
- ⑥ 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるもの。
- ⑦ 特定の個人や団体等を批判するもの。
- ⑧ その他、公序良俗に反するもの。

(4) アルコールの飲酒行為

※ただし、家庭に持ち帰ることを目的とする販売や配布については、事前に施設管理者と協議すること。

(5) 施設内での喫煙行為

屋外玄関前スペースを含む施設敷地内全域は禁煙とする。

(6) ペット等の同伴について

施設内へのペットを連れての入館は禁止とする。ただし、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬等)については、同伴の上、入館することができる。

(7) 共有スペースでのチラシ配り及び客引き行為

※共有スペースとは、利用の承認を必要とする「生涯学習室」、「第1相談室」、「第2相談室」と事務室を除くスペースをいう。具体的には、1階市民ギャラリー、ロビー及び親子スペース、2階ラウンジ、図書スペース及び自習室、各階の通路、トイレ、屋外玄関前スペース、駐輪場をいう。(以下「共有スペース」という。)

5 原則的には禁止だが、承認を必要とする施設を利用する場合に限り、条件により使用可能となる場合がある。ただし、いずれ場合も事前に施設管理者との協議が必要となる。

(1) 施設での調理行為

煮る、焼く、蒸す、温める等の調理行為は禁止とする。ただし、お茶やコーヒーを入れる、電気調理器で湯煎するなど、「部屋に残るような強い臭気は放たない」と社会教育課が判断できる場合は、使用可能とする。

(2) 合唱、詩吟、楽器の演奏等、音を出す行為

自習室の利用をなるべく妨げない平日の午前中に限り使用可能とする。ただし、発生する音量が、近隣住民等の妨げにならないものであると、社会教育課が事前協議により判断した場合に限る。

(3) 大量の水及び液体の持ち込み

大量の水や液体の持ち込みは禁止とする。ただし、社会教育課との事前協議により使用可能とする。

(水槽の設置や子供用プールの使用などが該当となる。ただし、10リットル未満のもの除く。)

(4) 大量の土砂類の持ち込み

土や砂等の持ち込みは禁止とする。ただし、盆栽、鉢植え等、一つの個体として出来上がっていて、施設の床等を汚す恐れがないと施設管理者が判断したものは除く。

(5) 生き物・昆虫の持ち込み

周囲のお客様の安全が完全に確保できると施設管理者が判断した場合のみ持ち込むことを可能とする。

(6) 殺傷能力のある物品(刃物や武具類)の持ち込み

特別な理由があり、施設管理者がその理由を妥当と認め、安全性が確保できると判断した場合のみ持ち込むことが可能。ただし、共有スペースでのむき出したままの持ち歩きは禁止とする。

(7) 共有スペースでの募金等の行為

共有スペースでの募金等の行為は禁止とする。ただし、青少年団体が行う募金等については、社会教育課との事前協議により使用可能とする。

6 貸出部屋以外(共有)のスペースの取り扱いについて

(1) 貸出部屋以外のスペース

該当するスペースは以下のとおりとする。

- ① 1階 市民ギャラリー、ロビー
- ② 1階 親子スペース
- ③ 2階 ラウンジ、図書スペース
- ④ 2階 自習室
- ⑤ 屋外 玄関前スペース

(2) 貸出可能スペース

条例第7条別表に規定する施設区分以外のスペースの貸し出しについては、「1階市民ギャラリー」を除き、原則として行わない。

(3) 貸出可能団体

「1階市民ギャラリー」の貸し出しは、別紙「減免団体一覧表」に記載する減免対象団体による申請のみ可能とし、個人への貸し出しは認めないものとする。ただし、社会教育課が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

例) 生涯学習ボランティアセンター、文化協会、婦人会連絡協議会 等

(4) 展示等での利用

「1階市民ギャラリー」における展示等に係る利用受付については次のとおりとする。

- ① 連続利用については、休館日を含み、最長15日間とする。ただし、社会教育課が必要と認めた場合には、利用期間の延長ができる。
- ② 申請受付時には準備開始時間及び撤収完了時間の確認を行い、施設の有効利用のため

め、無駄な枠取りが無いように努めること。

- ③ 展示等を行う範囲（エリア）については、事前に社会教育課と協議の上、決定するものとする。この場合において、施設を訪れる一般利用者の通行等の妨げにならないよう、十分な歩行スペースを確保すること。

(4) 占有不可能スペース

「1階 ロビー」、「1階 親子スペース」、「2階 ラウンジ、図書スペース」、「2階 自習室」及び「屋外 玄関前スペース」の占有利用は原則として認めない。ただし、社会教育課が特に必要と認めた場合には利用の承認ができる。

7 施設内における飲食について

(1) 施設内における飲食可能なスペース

該当するスペースは以下のとおりとする。

- ① 1階 市民ギャラリー、ロビー
- ② 1階 親子スペース
- ③ 2階 ラウンジ

(2) 施設内における飲食不可能なスペース

該当するスペースは以下のとおりとする。ただし、ペットボトル又は水筒等のふたを閉めることのできる容器に入った水分の補給は可能とする。

- ① 1階 第1相談室、第2相談室
- ② 2階 図書スペース
- ③ 2階 自習室
- ④ 2階 生涯学習室

- (3) 上記(1)、(2)に規定する飲食条件等に関わらず、社会教育課が特に必要と認めた場合には、飲食に係る特段の条件を付すことができる。

8 仮押さえについて

(1) 仮押さえ期間

- ① 条例、規則及びこの遵守事項に基づき施設を利用しようとする者（以下「利用予定者」という。）が利用日を確定できない場合において、最長7日間（連絡のあった日を除く。）の施設の「仮押さえ」をすることができる。
- ② 社会教育課は、仮押さえを受け付ける際は、利用予定者にいつまでに利用日を決定することができるかを確認する。当該期日内では決定できなかった場合においても、期日内に再度連絡があった場合は、その日から再度7日間の仮押さえができるものとする。ただし、再度の仮押さえは1回限りとする。
- ③ 利用予定日の7日前を過ぎている状態での仮押さえの申し出に対しては、利用予定日の前日の17時を期限とする。ただし、当日利用の仮押さえがあった場合には、利用時間帯の開始時間を期限とする。

(2) 複数の仮押さえ

仮押さえができる候補日は、1日限りとする。

(3) 仮押さえの取り消し

利用予定者からの仮押さえの取り消しがあった場合は、これを了承する。

9 設備の貸し出しについて

(1) 貸出設備の予約

別紙「貸出設備一覧表」に記載する貸出設備の利用については、施設の利用承認申請の際に「設備予約」という形で受付を行うことができる。

(2) マイクの利用について

利用できるのは原則、生涯学習室のみとし、隣接する自習室利用者への配慮をするため、平日9時～17時のみとする。

ただし、屋外のイベント等で利用する場合は例外とする。

また、会議等の用途での利用のみとし、歌唱や詩吟、その他音を出すことを主とした用途では、利用不可とする。

マイクの音量は4以下とし、過度に大きな音を出さないこと。

(3) 予約の取り消し

予約後の貸出設備の利用取り消しがあった場合は、これを了承する。

10 注意事項

(1) イベント等を開催する際の事前告知用のチラシなどを作る場合

イベント会場として当サロンの「住所」及び「ホームページアドレス」を掲載することができる。ただし、電話番号（FAX番号とメールアドレスを含む）については掲載しないこと。

※問い合わせがあった場合、当該イベント等への詳細について説明できないため。

(2) 電気器具の持ち込みについて

電気器具を持ち込むことができる。ただし、各部屋共に電気容量があるため、事前に施設管理者と協議すること。

※ドライヤーなど“熱を発生させる機器”は非常に大きな電気を必要とするため。

(3) のぼり旗や看板を施設内及び敷地内へ設置する場合は、設置禁止場所や数の制限があることから、事前に施設管理者と協議すること。

(4) 飲食スペース等において飲食した際などに発生した、弁当容器等の「自分ゴミ」については、各自持ち帰りを徹底すること。また、施設を利用した後は、次の利用者が気持ちよく利用できるよう、身の回りの清掃を行う等、施設の美化に努めること。

富士山市民のサロンけやきかん 貸出設備一覧表

物品名	単位	備考
プロジェクター	1台	HDMIケーブル1本含む
延長コード	1本	4mの仕様
スクリーン	1台	生涯学習室に固定
ホワイトボード	1台	
マイク（ハンド、ピン）	各1台	音量は4以下とする